

衛 生

昭和33年12月末の県内医療施設は病院192, 診療所 1 904 があり, 医師 2 351 人, 歯科医師905人が診療に当たっている。また主要地に17保健所が設置され公衆衛生の向上増進を図るための指導取締等をおこなっている。

昭和23年に予防接種法が施行されて以来, 法定伝染病は強制接種と国民の医療知識の向上等により死亡者数は減少したが, 33年には赤痢 1 922人, ジフテリア335, パラチフス308人, その他457人, 総数 3 022人の法定伝染病患者が発生し84人死亡している。また届出伝染病では呼吸器結核患者が 9 083 人で最も多く, つぎにトラコーマ百日咳等の順となつているが, その他届出のない患者数が相当数あるものと思われる。

昭和33年の人口動態調査による死亡者数は前年より 8.9 % 少く (11頁人口参照) 戦前死亡率を大きく下廻つた。これは患者の早期発見と医薬等の進歩によるものである。また死亡原因別にみると中樞神経の血管の損傷 (脳溢血類) による死亡者が 22% を占めて第 1 位, 老衰によるものが第 2 位, 悪性新生物 (ガン類) の 11.8% が第 3 位, 心臓疾患等によるもの第 4 位の順となつている。また結核による死亡者は年々減少し33年では 6 位に下つた。

本県においては特にガン撲滅のため相談所の開設や診療車による無料診断等により患者の早期発見につとめている状況である。